

令和３年度秋田県包括外部監査報告書の概要

令和４年３月

秋田県包括外部監査人 津村 隆

第１ 監査の概要

１ 選定した特定の事件

（１）監査テーマ

「県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について」

（２）監査の対象期間

原則として令和２年度（自令和２年４月１日 至令和３年３月３１日）とし、必要と認めた場合は、令和２年度以前についても監査対象とした。

（３）監査の対象部局

社会福祉法人を所管する各部署を対象とした。

県の所管部署は、社会福祉事業の種類別に担当が分かれており、以下の通りとなっている。

根拠法	主な事業	所管部署
児童福祉法	児童福祉施設（保育所除く）	（知事部局） 地域・家庭福祉課
	児童福祉施設（保育所）	（教育委員会（教育庁）） 幼保推進課
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園	（教育委員会（教育庁）） 幼保推進課
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子寡婦福祉連合会	（知事部局） 地域・家庭福祉課
老人福祉法	老人居宅介護・デイサービス・短期入所施設等（老人福祉事業）	（知事部局） 長寿社会課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者介護・自立支援施設等（障害福祉サービス事業）	（知事部局） 障害福祉課

身体障害者福祉法	身体障害者福祉協会	(知事部局) 障害福祉課
生活保護法	救護施設（生活保護事業）	(知事部局) 地域・家庭福祉課
介護保険法	特別養護老人ホーム等（介護保険事業）	(知事部局) 長寿社会課
社会福祉法	社会福祉事業団	(知事部局) 福祉政策課
	社会福祉協議会	(知事部局) 地域・家庭福祉課 地域振興局福祉環境部

2 特定の事件として選定した理由

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的存在として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であり、高齢化が進み福祉のニーズが拡大している我が国において社会的な期待が大きい。また、社会福祉法人は、税制上の優遇措置のほか多額の公費を受けており、これらは県によっても負担されることから（令和3年度の当初予算では「高齢者や障害者等が安全・安心に暮らせる福祉の充実」として補助金等を含む314億円（社会保障関係経費742億円の42%）を計上）、県並びに納税者である県民としてもその財務規律・ガバナンスの確立については強い利害関係があるものと推察される。

社会福祉法人の運営は、社会福祉法人が民間の事業体であるため、原則として各法人による自主性・自律性が前提となるが、その適正かつ健全な運営を確保することを目的として、事業区域等に応じて、国、都道府県又は市が許認可・監査等の事務を所轄することとなっている。よって、県においても、所轄する社会福祉法人の運営状況を適切に確認し、不備がある場合は有効な助言等を提供し、不正や法令違反が検出された場合は必要な措置を実施する等、実効性のある指導監督の体制が確保され運用されることが求められる。

以上より、県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について、法令等に対する合规性、3E（経済性・効率性・有効性）等の観点から幅広く監査することは、県並びに県民にとって有意義であると判断した。

第2 指摘事項及び意見

1 指摘事項

【指摘事項1】

財務書類の不備に対する指導について

(事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに注記事項、及び附属明細書）や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない開示を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において多数認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、財務書類についての作成誤謬や会計基準に準拠しない表示に関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下のとおりである。

- ・作成すべき財務書類が一部作成されていない（拠点区分別の書類など）
- ・財務書類間の不整合（貸借対照表と附属明細書の記載内容のうち本来一致すべき項目が一致していないなど）
- ・会計基準上、記載が必須とされている注記事項が、一部記載されていない
- ・注記事項における金額が、本表と一致しない（貸借対照表の項目の注記事項に係る金額が、同表残高と一致しないなど）
- ・不適切な勘定科目の使用（同じ名称の科目が重複している、会計基準に準拠しない名称の使用など）
- ・資金収支計算書の予算欄に金額が記載されていない
- ・会計基準で規定されたものより過剰に詳細な区分で表示している
- ・その他、記載漏れや計算誤り等の誤謬

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の開示財務書類においても不備が修正されていない。

(所見)

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

((原則として) 文書指摘とされているケースの例)

- ・ 作成すべき計算関係書類が作成されていない場合
- ・ 計算関係書類の様式が会計基準に準拠していない場合
- ・ 注記事項について計算関係書類の金額と一致しない場合
- ・ 把握された注記事項が注記されていない場合
- ・ 附属明細書について計算関係書類の金額と一致していない場合

(「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成)

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、財務書類の開示の適切性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査(会計監査人監査)を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないことが多く、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の財務内容の適切な開示は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない情報が開示されるように法人を指導監督していくべきである。

【指摘事項 2】

社会福祉法第 59 条に規定された書類の公表に関する不備に対する指導について
(事実)

社会福祉法第 59 条において、社会福祉法人は、以下の書類を所轄庁へ届け出なければならないとされている。

- ・ 計算関係書類（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定（会計監査人監査）の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）
- ・ 財産目録
- ・ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- ・ 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準を記載した書類
- ・ 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書等）

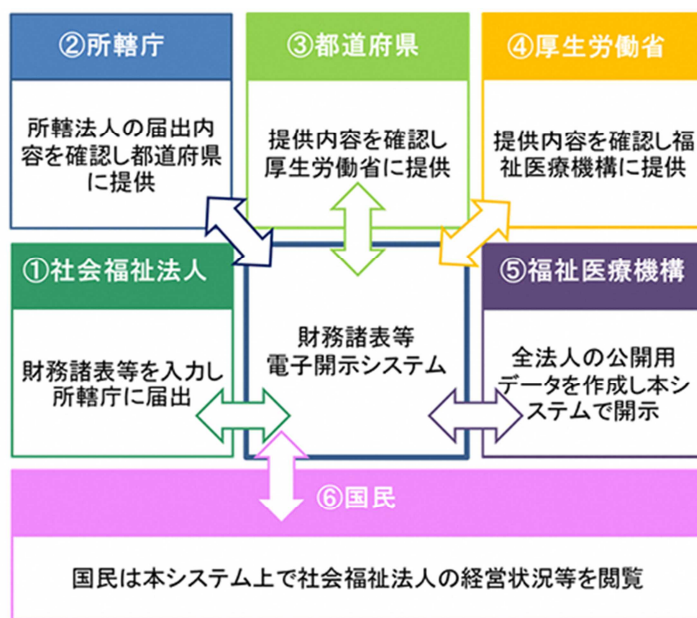
また、社会福祉法第 59 条の 2（及び同施行規則第 10 条第 3 項）において、社会福祉法人は、以下の書類をインターネット等を通じて遅滞なく公表しなければならないとされている。

- ・ 定款
- ・ 上記の計算関係書類のうち、法人単位資金収支計算書・同事業活動計算書・同貸借対照表・同注記事項
- ・ 役員等名簿
- ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・ 現況報告書
- ・ 社会福祉充実計画等（作成している場合のみ）

インターネット等を通じて公表すべきとされる書類については、所轄庁への届出に当たって「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を利用し、電子データで届出が行われ、当該データが同システムを通じてインターネット上で閲覧に供されることになる。本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、①一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備すること、②社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的として、独立行政法人福祉医療機構において構築したシステムであり、独立行政法人福祉医療機構のホームページ上で、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」として開示され、一般の閲覧に供されている。

(参考 URL : <https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>)

したがって、インターネット等を通じて公表すべきとされる書類のうち、社会福祉法第 59 条に規定の届出書類と重複しているものについては、本システムでの提出が所轄庁への届出と同義であるということになる。



(厚生労働省HPより)

県の所管部署へヒアリングしたところ、所轄庁に対する届出書類については、毎会計年度終了後、原則として期末日以後 3 か月以内（6 月末まで）に届出されることになっており、その際、届出に漏れがないか、提出書類が適正かの確認を行っているとの回答を得た。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人（全 57 法人）の本システム上での開示書類（令和 3 年度公表＝令和 2 年度決算分）を閲覧した結果、監査実施時点において、一部の法人で以下のような不備が認められた。

書類	法人数	主な不備の内容
計算関係書類（注記事項）	3	- 法人単位の注記事項を開示すべきところ、施設（拠点区分）単位の注記事項が開示されている - 中身が全く無関係のファイルが開示されている
報酬等の支給基準	10	支給基準が公表されていない

(所見)

上記のとおり、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」での開示書類は、所轄庁である県への届出書類と同義であることから、不備のある書類が開示されている、または開示されるべき書類が開示されていない状況は是正するよう、該当法人に対し速やかに指導すべきである。

また、これらの書類は原則として期末日以後3か月以内（6月末まで）に届出されることとされているのであるから、県の所管部署等は開示書類に漏れがないか、開示書類の内容が適切なものであるか等の確認を届出時に確実にを行うとともに、不備がある場合は再提出を促す等の対策を講じるべきである。

【指摘事項 3】

社会福祉法人会計基準の適用誤りに対する指導について

(事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない会計処理を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県の所管法人が開示しているこれらの計算関係書類等につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、会計処理に係る誤謬や社会福祉法人会計基準の適用誤りに関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下の通りである。

- ・ 引当金（賞与引当金、徴収不能引当金等）の要件を充足すると思われるにもかかわらず引当金が計上されていない、または計上の要否が検討されていない
- ・ 退職給付引当金につき簡便法を適用する場合の、引当金と引当資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）
- ・ 積立金と積立資産の残高の不一致（本来、一致すべきものである）

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の計算関係書類等においても不備が修正されていない。

(所見)

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

(文書指摘とされているケースの例)

- ・ 積立金と同額の積立資産が計上されていない場合
- ・ 指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題を隠す等）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に則さない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、社会福祉法人会計基準の準拠性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

特に積立資産（引当資産）の残高が積立金（退職給付引当金）を下回っているケースの場合、本来、特定の目的において積立されているべき資金が何らかの理由によって不足していることになるわけであるから（一般的には、積立資産・引当資産は定期預金の形でその目的の財源として確保しておくことが多い）、その状況に至った経緯や資産の保全が適切かも含めて、法人運営の妥当性の観点からも踏み込んだ指導が必要となる可能性がある。

また、逆に実際に存在している資産の価額にあわせて積立金残高を修正するとするならば、その分当該法人の純資産（正味の財産）が過大であったということを意味し、例えば実態に合わせた修正に伴って債務超過又はそれに近い水準まで悪化することで法人の財務安全性の実態が浮き彫りになる可能性もあるため、財務内容への影響まで踏まえた検討が必要である。

会計上の引当金については、社会福祉法人会計基準でその計上に関するルールが定められているが、税務上の必須項目ではなく、当該法人に税務会計事務所が入っていても見落とされることがあるため、引当金の未計上は発生しやすい誤りである。したがって、計上されていない場合において本当に計上不要かどうかは、引当金の要件に照らして注意して確認する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないとされており、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督していくべきである。

2 監査の結果に添えて提出する意見

【意見1】

指導監査の実施に関する情報公開について

(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」8には、「県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保護の観点から開示する。」と規定されている。

上記要綱は、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して策定されており、同要綱5(7)において、「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。」とされていることも踏まえたものであると解される。

他自治体の状況を見ると、ホームページ等において指導監査の実施方針や実施結果の開示を積極的に行っているところが多いように見受けられる。例えば、東北地方の他県の状況は、以下のようになっている。

自治体名	主な開示内容	URL
青森県	指導監査実施要綱、監査結果の統計（項目別指摘件数等）	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/kansa.html
岩手県	指導監査実施要綱、指導監査実施方針、福祉サービス第三者評価結果	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/houjinshidou/index.html
宮城県	指導監査実施結果（実施件数、指摘件数、改善状況）	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/shidokansa.html
山形県	該当なし	—
福島県	指導要綱、指導方針、実施結果（具体的な指摘・指導内容）	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/

しかし、県のホームページ等を見てみると、県の要綱で定められた指導監査の実施結果について文書により指示した状況等の開示は特段行っていないのが現状である。

この点について、指導監査の実施結果を開示していない理由を監査部署にヒアリングしたところ、改善勧告に関して改善されない場合は公表するという規定を置いている以上、係る状況以外で法人の内部状況を公表するのは、監査における守秘義務に照らして難しく、情報公開に対しては慎重に考えているとの意見であった。

(所見)

社会福祉法人の運営に関する内部情報は、法令等によって開示すべきこととされている一定の事項（財務内容、事業計画、理事の報酬等）を除き、本来は機密事項であり、県の監査といえども、その過程において知り得た情報をみだりに公開することは避けなければならない。とはいえ、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」にあるとおり、指導監査を通じて、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することも社会福祉法人制度改革の趣旨・目的に合致するものであり、指導監査の実施結果から、社会福祉法人・施設を利用する県民が、直接または間接に有用な情報（法人・施設でどのような問題が生じているか、それに対して改善の取組が行われているか、法人・施設が公表している情報に信頼性があるか、等）を受け取ることができる機会が十分あり得るのであるから、現状のように指導監査の実施状況を全く開示していないのは過度に慎重な姿勢であると考えられる。

したがって、県としては実施可能かつ合理的な範囲で「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」の規定に沿った対応を検討するのが望ましい。

具体的には、例えば以下のような対応が考えられる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・指摘事項の項目別に時系列の指摘件数等の統計情報を開示する・法人名等を特定せずに、よくある指摘事例等を開示する・指摘事項に対する改善状況の情報を開示する 等 |
|--|

また、通常は法人等が特定されないような形で開示するとしても、情報公開条例等に基づく開示請求があった場合に備え、監査の実施過程や結果についての記録を整理し、適切な形で保管しておくことも求められる。

【意見 2】

財務会計面の管理が弱い法人に対する指導について

(事実)

今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行ったところ、【指摘事項】1及び3に記載のとおり、多くの法人において会計基準の理解が不十分であると思われることによる誤りや計算関係書類の作成誤りが放置されている状況が見受けられた。これらについては、法人本部における人的リソースに限界があることや、社会福祉法人会計制度に対する知識・習熟度が十分でない法人が少なくないところに原因があるものと推察される。

県の指導監査ガイドラインは厚生労働省が公表しているガイドラインに準拠して策定されており、当該ガイドラインでは財務会計に関する領域は重要な指導範囲として設定されている。また県の監査担当部署へのヒアリングによれば、法人指導監査の現場においても、上記ガイドラインのチェック項目に準拠して、財務会計の領域について十分な監査時間を投入しているとのことである。

しかし、今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成30年度から令和2年度までの3年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、会計基準の適用や計算関係書類の作成・開示に関する指摘事項の数は20件超に留まり、指摘件数全体に占める割合は約5%であった。この結果から、県の指導監査での指摘事項のうち、会計基準や財務書類等の情報開示に関連する指摘は現状それほど多くなく、財務会計面のガバナンスが弱い法人が多い現状に鑑みれば、県の指導によって改善しうる余地がまだまだ大きいように見受けられる。

(所見)

社会福祉法人制度の改革案を検討した「社会福祉法人制度の在り方について」（社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日）では、社会福祉法人が作成している財務書類の中には基本的な誤りが多く存在するが、財務書類は法人の経営動向を明らかにする基礎的資料であるから、当然正確なものでなければならないという認識のもと、財務に係る指導監査については公認会計士等による外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討するべきであるとの提言が行われ、平成28年改正社会福祉法において、一定規模以上の法人への会計監査人が導入される契機となった。

また、これに伴い、指導監査においては、外部監査の受検又は専門家による支援を受けている法人に対する監査頻度の長期化・監査項目の重点化や、厚生労働省「指導監査ガイドライン」の設定において、法人に対し行政が関与すべき範囲を明確化するなど、外部監査等の積極的な活用によって指導監査との役割分担をする方向性が示されることとなった。

しかし、現状、県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、多くの法人にとっては、未だ所轄庁による指導監査以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。したがって、本来、法人の適正な会計処理は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、所轄庁である県がその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない会計事務が実施されるように法人を指導監督することが望ましい。

また、社会福祉法人の顧問税理士は税務申告のための専門家であって、社会福祉法人に要求されている財務報告制度はこれと異なる領域にあるため、社会福祉法人会計基準のルールであっても税務上の対応が必要でない事項については、税務専門家がこれを指導改善する義務はないことから、税務会計事務所が入っているからといって必ずしも社会福祉法人における財務報告のレベルアップに寄与するとは限らない。よって、社会福祉法人制度に明るい会計専門家による支援（財務報告に関する内部統制・事務処理体制の向上支援）を受けているか、財務担当者が社会福祉法人会計基準等の外部研修を定期的に受講しているかなどを指導監査時に確認し、財務会計面の誤りが多い、又は同じような誤りを繰り返す法人については、これらを活用することを積極的に推奨する方向での助言指導を併せて検討することが望ましい。

特に、専門家による支援については、平成29年4月27日の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援について」にあるように、本来は指導監査における周期の延長等を認めるかどうかの確認事項としての位置づけがメインではあるものの、それを認めるか否かに関わらず、当該支援を受けることは社会福祉法人制度において適切な財務報告を担保する面から有意義であると考えられる。

【意見 3】

経営課題に対する取組や経営責任の意識が弱い法人に対する指導について

(事実)

今般の包括外部監査において、県の法人指導監査結果を平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年分閲覧したところ、文書または口頭での指摘事項のうち、理事会や評議員会の運営に関する瑕疵を要因とする指摘事項の数は約 220 件あり、指摘件数全体に占める割合は 6 割超であった。

また、県が実施した指導監査の調書の閲覧、並びに監査担当部署へのヒアリングによると、理事会における理事相互間のけん制が十分発揮されなかったり、理事や評議員個々人の法人運営へのコミットメントが弱い場合は、結果として理事会や評議員会が形式的になりやすい傾向が見て取れる。

(所見)

法人理事者の意識については、外部から改善を促すのは困難であり、特に行政側からできる指導には権限上も手法としても限界があることは理解できる。とはいえ、不適切な資金流出などの経営不正の発生や、放漫経営による財務内容の悪化などのリスクは、係る経営ガバナンスが弱い法人ほど高い傾向があることは自明であり、リスクの高い法人に対してはより指導的機能の発揮が期待される。

県の指導監査ガイドラインによれば、法人の意思決定に当たって最低限の形式要件が具備されている場合は指導の対象とならない場合がある。これは、社会福祉法人制度改革において行政の関与のあり方が見直され、社会福祉法人への指導監督において、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては会計監査人等の専門家を積極的に活用することで全体として指導監督の機能強化を図るとする方針のもと、法人運営の具体的な部分は法人の自律性を尊重とする制度趣旨に基づくものであると考えられる。

とはいえ、【意見 2】でも述べたとおり、多くの法人において未だ所轄庁による指導監督以外の外部チェック機能が存在しないのが実情である。係る現状に鑑みれば、望ましい在り方としては、所轄庁である県が、指導監査における規制の形式的な遵守の確認に留まらない方法で、指導的機能を発揮することである。

例えば、社会福祉法第 59 条に基づき提出を受けた書類を確認する際などに、法人所管部署において法人理事者と定期的なコミュニケーションをとるなどの方法で、法人の中長期の経営戦略・年度事業計画・予算統制・固定資産の投資計画など具体的な計数ベースでリスク管理等ができているか、過去の一時点の健全性の確認だけでなく将来に向けた健全性が確保されているか、等をモニタリングし、サポートの機会を設けるなど、経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見・改善提案することが考えられる。

他自治体の事例としては、例えば、兵庫県においては、財務分析の手法を用いて定

期的なモニタリングを行うことで、法人に対する有効な改善方策の提案を行う仕組みを構築しており、参考になると思われる（下記参照）。

参考：兵庫県の事例

8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応

【法令等の規定】

- ・法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。（法第25条）

経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見し、改善を指導するため、本庁は、社会福祉法人から提出された財務諸表、監査チェックリストにおける財務分析シート等を活用し、次のとおり社会福祉法人の経営状況の調査、分析、改善方策の検討等を行うものとする。

（１）第一次分析（簡易分析）

社会福祉法人から提出された財務諸表により、経営指標の数値に悪化が認められる法人を抽出する。

（２）第二次分析（詳細分析）

第一次分析において経営課題を有すると認められる社会福祉法人にかかる詳細な分析業務を監査法人等に委託する。

ア 主な業務内容

当該社会福祉法人に対し、必要な資料等の提出を求めると共に、必要に応じ実地調査等を行い、経営課題を生じている主な原因を調査、分析し、その有効な改善方策を提案する。

イ 調査分析結果の報告

委託を受けた監査法人等は、アの調査、分析結果について、報告書を作成し、本庁及び県民局等に対して、当該社会福祉法人の経営改善へ向けた有効な改善方策案を提案する。

（３）社会福祉法人経営等審査会における指導方針の検討

第二次分析の結果、特に深刻な経営課題を有し、早急に経営面（経営組織のガバナンス面を含む。）での指導が必要と認められる社会福祉法人については、別に定める公認会計士、弁護士等で構成する「社会福祉法人経営等審査会」における経営改善方策等の検討、提言を踏まえ、指導を行うものとする。

（出典：「兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導方針」 兵庫県健康福祉部）

【意見 4】

実施した監査手続に関する記録及び保管について

(事実)

「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」6 指導監査の実施内容（5）指導監査の実施①においては、「指導監査の実施に当たっては、（中略）社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書（別記 3）に記録する。」と規定されている。また、指導監査調書（別記 3）は、法人監査及び施設監査についてひな形が策定されており、法人監査については、以下のとおり、左側に厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に準拠した監査項目・チェックポイントごとに監査の着眼点・確認事項等の指針が記載され、右側に実際の指導監査でのヒアリング結果等をメモ書きするような形式となっている。つまり、県の「法人監査指導ガイドライン」と具体的な調査結果の記録としての監査調書が一体となった様式になっている。

指導監査調書サンプル

項目 ⁴³	監査事項 根拠 ⁴⁴	チェックポイント ⁴⁵	着眼点、指摘基準、確認書類 ⁴⁶	文書 指し 等 ⁴⁷	ヒアリング結果 ⁴⁸
1 □法人 運営 ⁴⁹			○□法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程（以下「内部規程等」という。）に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計費書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。⁴⁴ ○□指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して指導については、次のとおりとする。⁴⁵ ・□ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。⁴⁶ ・□上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によることができること。⁴⁷ ○□内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。⁴⁸ ○□指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。⁴⁹		
1 □定 款 ⁵⁰	1 □定款は、法令等に 従い、必要事項が記載さ れているか。 ⁵¹ 法第 31 条第 1 項 ⁵²	○□定款の必要記載事項 （法第 31 条第 1 項）が事実に 反するものとなっていない か。 ⁵³	<着眼点>⁵⁴ ○□法人の定款については、平成 20 年改正法の施行に伴い、認可通知について、法人の自主性を尊重する観点から、別紙 2 が「定款原則」から「定款例」へと改められ、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項についての定款の定め方の一例となり、定款例の文言の全てに法人が拘束されるものではなくたことに留意する必要がある。⁵⁵ ○□各法人の定款に記載された必要記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。なお、相対的記載事項及び任意的記載事項については、必要に応じ、事実に反するものでないかの確認をする。⁵⁶ ○□定款の必要記載事項には法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があるが、その一つでも記載が欠けると、当該定款の効力が生じないことに留意する必要がある。⁵⁷ <法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項>⁵⁸ 目的（第 1 号）、名称（第 2 号）、社会福祉事業の種類（第 3 号）、事業所の所在地（第 4 号）、評議員及び評議員会に関する事項（第 5 号）、役員（理事及び監事）をいう。以下同じ。の定款その他役員に関する事項（第 6 号）、理事会に関する事項（第 7 号）、会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。第 8 号）、資産に関する事項（第 9 号）、会計に関する事項（第 10 号）、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第 11 号）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第 12 号）解散に関する事項（第 13 号）、定款の変更に関する事項（第		

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、一部の監査実施部署においては、要綱の様式（指導監査調書（別記 3））をそのまま用いず、異なった様式の調書が使用されている状況が認められた。これは、当該部署において監査ガイドラインが更新されていることに気づかず、過年度のものをそのまま使用していたことによるものである。

また、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、現

状、調書の記載方法について特段の方針や記載例などは示されておらず、担当者に一任されているように見受けられる。

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、監査調書の記載事項について以下のような傾向が認められた。

- ・要綱では、「社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書に記録する」とされているが、実際の運用としては、調査結果を記録した文書というよりは、実施した手続の網羅性を確認するチェックリストのような使い方をしているように見受けられた。具体的には、一部の例外を除き、ガイドラインが要求している確認事項に対応して、何を閲覧し、どのような回答を得たのか、手続の結果、どのような問題点があったのかなかったのか、問題点に対してどのような指導をしたのか、指摘事項にならないレベルの助言は行ったのかどうか、指摘事項とするかどうかの判断基準は何か、等の記録が十分残っておらず、事後的に調書を閲覧しても指導監査の実施状況を再現できないケースが認められた。
- ・監査調書を見ると、監査年度や担当によって記録された情報の範囲・深度が異なり、統一性がない。事後的に見て当時の現場の状況がわかりにくく、引継ぎ資料としては必ずしも十分ではないように見受けられる。

さらに、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、監査対象法人ごとの指導監査資料として整理保管すべき書類の範囲について特段の定めは示されていない。ただし、要綱や指導監査調書において入手または作成すべきものと規定されている資料を列挙すると以下のとおりであり、原則として、これらの資料は監査資料として整理保管されることになるものと解される。

(監査資料の範囲)

- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して通知した実施期日・提出資料等の必要な事項を記載した通知書の控え
- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して指導監査実施期日の2週間前までに提出を要請し入手した、法人等の概要や帳簿等の整備状況を記載した資料
- ・社会福祉法人等の内部文書・帳簿・決算書類等のうち、監査手続上、入手が必要と監査部署が判断した資料
- ・文書または口頭による「改善を要する事項」(指摘事項)の通知文書控え及び文書指摘事項に対する法人等からの改善報告(改善が認められない場合は改善勧告の通知文書控え及びそれに対する改善報告)
- ・上記の指摘事項の顛末に関する管理台帳(指導改善状況管理台帳)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 知事への指導監査実施報告書（復命書）・ その他、指導監査において記録・保存が必要と認められる資料 |
|---|

今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、基本的には上記の範囲の資料について簿冊として整理保管しているものの、事前に監査対象法人へ提出を依頼した資料の一部が簿冊に綴じこまれていないケースが散見されたり、「指導改善状況管理台帳」が綴られておらず、前回監査において指摘した項目についてどのように改善状況を点検したのかが確認できなかった事例が複数認められた。これらの傾向は監査年度や監査担当部署によって差異があり、取扱いが不統一である印象を受けた。

（所見）

社会福祉法人の指導監査は、法令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるもの、すなわち「法定受託事務」（地方自治法第2条第9項）である。したがって、指導監査における監査調書は、行政文書としての位置づけを有するものと解される。

行政文書は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」作成される文書として規定されており（公文書管理法第4条）、秋田県行政文書管理規則においても、「職員は、県がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。」（同規則第3条）と定められている。すなわち、監査調書は、指導監査事務に関する実施過程や結果を「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」形で作成されるとともに、「その諸活動を説明する責務を有することを認識し、適正に管理」されるべき文書であると言える。

また、例えば、監査の専門家である公認会計士業界においては、監査調書は「監査人の総括的な目的の達成に関する監査人の結論についての基礎」であり、かつ「一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等に準拠して監査計画を策定し監査を実施した」という証拠として作成されるものである（日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 230「監査調書」）。これを県の包括外部監査に準用し照らし合わせれば、指導監査調書は、県知事並びに監査対象法人へ報告されるべき指導監査の実施結果についての基礎を形成するものであるとともに、指導監査事務が適切に実施されたことを示す証拠としての位置づけとなろう。

したがって、監査調書は統一的なルールに基づき、上記の趣旨の観点から適切に作

成され保管されることが望まれる。

監査調書の様式については、全ての監査実施部署においてガイドラインが原則毎年更新されることを十分に周知させ、事前の方針に準拠した業務の実施を徹底されたい。

また、実施した監査手続の監査調書への記録については、草稿・結論に至っていない考えや予備的な情報を書いたメモとして作成されるものではなく、目的に照らして必要十分な情報が記録されるべきであることから、過度に詳細である必要はないが、手続の目的や実施過程と結果が簡潔明瞭にとりまとめられるように作成されることが望ましい。

さらに、県職員の人事異動に伴って指導監査担当者が交替していくことを踏まえると、監査調書は所管の社会福祉法人の状況についての引継ぎ記録としての役割も担うことになるため、監査手続の実施結果については、事後的に後任担当者が当時の手続の実施過程をある程度理解できるようにわかりやすく整理された形で記録を残すことが有用である。その観点から、監査調書として保管すべき資料の範囲を明確にするとともに、閲覧によって検査した書類等、監査手続の対象となった法人資料についても、必要十分な範囲で、県の文書管理のルールに基づく方法で整理保管することが望ましい。

【意見 5】

法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続について

(事実)

社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされている（社会福祉法第 27 条）。

県の「法人指導監査ガイドライン」によれば、「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、当該法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、当該法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当するとされている。

また、社会福祉法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うとされている。

そこで、県は指導監査において、監査対象法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益供与となっていないか確認を要するものがある場合には、当該法人に対して定款や各規程等に基づく適正な取扱いであることの説明を聴取した上で、特別の利益の供与に該当していないかを確認している。

上記の法人関係者に対する特別の利益供与に関する監査手続につき、今般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、名称等の外見上、関係者（理事長の親族）である可能性がある取引先について、当該先が特別な利益供与の有無を検討すべき相手でないかどうかの確認が十分行われていないケースや、報酬や旅費等について確認手続を行っているものの、それ以外の支出（経費等）について関係者への特別な利益供与に該当するものがないかどうかの確認が十分行われていないケースが認められた。

また、社会福祉法人会計基準においては、社会福祉法人の関係者のうち一定範囲に該当する者につき「関連当事者」として取り扱われる。関連当事者と当該法人との間の取引は、当該法人の計算書類の注記事項として情報開示しなければならないこととされているが（社会福祉法人会計基準第 29 条第 1 項）、監査対象法人の関係者との取引について、会計基準上の「関連当事者取引」に該当する可能性があるにもかかわらず、当該取引が計算書類に注記されていないことについて、法人の判断が妥当か否かの確認が行われていないケースが認められた。もし当該取引が注記の対象に該当する場合は、当該法人において重要な注記の記載漏れということになり、指摘事項とすべ

きものであった可能性がある。

(参考) 関連当事者取引の注記について(「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」第26項)

1. 関連当事者の範囲

(1) 当該社会福祉法人の常勤の役員または評議員として報酬を受けている者

(2) 上記(1)の該当者の近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者)

親族及びこの者と特別の関係にある者とは、以下の3つの関係にある者を指す。

① その役員または評議員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

② その役員または評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

③ ①または②の親族で、これらの者と生計を一にしている者

(3) 上記(1)及び(2)の該当者が議決権の過半数を有している法人

(4) 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業または事業の方針を支配している他の法人。)

財務及び営業または事業の方針を支配しているとは、評議員の総数に対して、法人の役員または評議員、法人の職員の数の割合が過半数を超えることをいう。

(5) 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業または事業の方針を支配している他の法人。)

(6) 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

2. 開示対象の範囲

(1) 関連当事者のうち、上記(1)から(3)に掲げる者との取引

事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1000万円を超える取引については全て開示の対象となる。

ここでの役員については、概ね週4日以上役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員としての地位に基づいて報酬を得ている有給常勤役員を指す。社会福祉法人においては、施設長兼理事長や園長兼理事長など、理事が職員として勤務していることが多く、職員としての地位に基づいて給与を得ている場合もあるが、その場合は、給与のうち役員報酬のみの金額が取引額となる。

(2) 関連当事者のうち、上記(4)から(6)に掲げる者との取引

① 事業活動計算書項目に係る取引

サービス活動収益(費用)又はサービス活動外収益(費用)の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益(費用)とサービス活動外収益(費用)の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

②貸借対照表項目に係る取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

(所見)

社会福祉法人の関係者への特別な利益供与については、社会福祉法人制度改革において、ガバナンス上の重要事項としてあげられており、指導監査においても重点的に確認すべき事項であるが、特別な利益供与がないことを確認することになるため、関係者との取引について網羅的な把握が重要となる。

したがって、監査手続を行うにあたっては、法人関係者との取引である可能性を示唆する情報がある場合は、漏れのないように踏み込んで確認するとともに、特段の情報がない場合であっても、報酬や旅費にとどまらず、支払手数料や委託費・雑費など、関係者との通例でない取引が計上されやすい項目は慎重に検討することが望ましい。

さらに、関連当事者取引の把握は社会福祉会計基準に規定の「関連当事者」の範囲についての理解が必要不可欠となるため、指導監査に当たっては、監査対象法人側の理解度を確認し、必要に応じて助言指導することも望まれる。

【意見 6】

理事の報酬水準に関する監査手続について

(事実)

社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされている（社会福祉法第45条の35第1項）。当該報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人側に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。

県の指導監査においては、「指導監査ガイドライン」に基づき、民間企業等の役員報酬水準の統計データなどを参照するとともに上記の観点から法人の支給基準の設定状況について確認が行われているが、「指導監査ガイドライン」では、法人が支給基準を設け、その基準の「検討過程」について内容を問わず何らかの説明ができており、当該基準が評議員会で承認されていれば、金額にかかわらず手続上は問題ないという取扱いになっている。

つまり、法人側が所定の手続に基づいて「不当に高額ではない」という評価をしている場合は、指導監査担当者が疑義を持った場合であっても、踏み込んで指導の対象とするのが難しいことになる。

(所見)

報酬が不当に高額かどうかは相対的な価値判断にならざるを得ず、法人によって経理の状況や諸事情が異なることから、一概に定量基準を設定するのは困難であると思われる。

とはいえ、例えば介護報酬等については高額な理事報酬を含む実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている（私立保育所の委託費の用途制限の取扱い）など、法令等に定めがあるものを含め、理事の報酬の妥当性については、社会福祉法人のガバナンス強化という制度改革の趣旨に照らして、監査上の重点事項として慎重に手続を実施する必要がある。

また、「指導監査ガイドライン」では法人におけるルールに基づき決定された場合はそれを尊重する立て付けになっているが、高度なガバナンスが保持された内部統制制度を有した法人であればともかく、一般的な中小規模の社会福祉法人の現状を鑑みれば、評議員会等の運営自体が形骸化しているという状況も考えられ、その点で形式が整っているだけでは実効性があるとは必ずしも言えない。

したがって、理事の報酬水準に関する監査手続を実施するにあたっては、係るリスクも踏まえ、形式だけでなく実態も勘案して、当該理事が報酬に見合った役務を法人

へ提供しているか等まで含めた多角的な検討が行われることが望ましい。

実態判断の基準としては、例えば以下のような視点が考えられる。

- ・常勤理事としての十分な勤務実態があるか、概ね週4日以上役員として専ら法人の経営に参画している事実が認められるか、等
- ・職員給与とのバランスが極端に乖離していないか、財務内容が悪化し職員給与・賞与カットが実施されている状況にもかかわらず理事の報酬がカットされていないということがないか、等
- ・当該報酬を受け取っている理事以外の役員による内部けん制が効いているか、理事会や評議員会において形骸化することなく理事報酬の妥当性につき審議が行われているか

これらの実態に鑑み、理事が報酬に見合った役務の提供を行っていると言い難い状況にあるのであれば、その状況を是正する方向性での助言指導も有益であろうし、短期的に当該状況の改善が見込めないのであれば、その事実をもって現状の報酬水準が不当に高いと言える可能性がある。

【意見 7】

現況報告書の記載誤りに対する指導について

(事実)

現況報告書は、社会福祉法第 59 条により、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を所轄庁に届け出る書類であり、「財務諸表等電子開示システム (WAMNET)」により、一般の縦覧に供される情報開示資料である。

今般の包括外部監査において、県の所管する社会福祉法人 (全 57 法人) の本システム上での開示書類 (令和 3 年度公表 = 令和 2 年度決算分) を閲覧した結果、WAMNET で開示されている現況報告書の記載が実態と異なるケースが複数の法人で多数認められた。

主な記載誤りの具体例は、以下のとおりである。

- ・「13. 透明性の確保に向けた取組状況」における任意事項の情報公表の有無につき公表している旨の記載があるが、実際は公表されていないケース

13. 透明性の確保に向けた取組状況

13. 透明性の確保に向けた取組状況	
(1) 積極的な情報公表への取組	
① 任意事項の公表の有無	
② 事業報告	
③ 財産目録	
④ 事業計画書	
⑤ 第三者評価結果	
⑥ 苦情処理結果	
⑦ 監事監査結果	
⑧ 附属明細書	

- ・「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」にて、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」は厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」に規定された支援内容を記載する箇所であるが、当該支援を受けていない (上記に規定された支援業務実施報告書が確認できない) にもかかわらず、顧問税理士や会計事務所の名称を記載しているケース

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況	
(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
① 実施者の区分	
② 実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	
③ 業務内容	
④ 費用 [年額] (円)	

(所見)

現況報告書は、社会福祉法人の利用者を含む利害関係者や地域住民等に対する法人の情報開示であるとともに、上記システムを通じて国等が当該報告書を基礎に統計を実施し一般に公開するためにも利用されるものであるから、その記載内容は正確を期すことが必要である。

「任意事項の情報公表」については、所轄庁への届出又は報告事項と重複しており、「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」を通じて所轄庁へ提出されている場合は、これをもって情報公開しているものと誤認している可能性がある。実際は、所轄庁への届出書類のうち、届出により自動的に開示されるのは一部の書類のみであり、上記の「任意事項」に列挙されている書類は、法人が自らのホームページ等で自主的に公開しなければ、届出書類が公開されることはない。

また、「会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用」については、その趣旨が厚生労働省の社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」の支援内容を記載することにある。

以上を含め、現況報告書の記載については誤りが多数認められることから、県は、これらにつき法人に対して訂正するよう指導することが望ましい。

以上